

高校1年生保護者の皆様へ

立命館中学校・高等学校

(1年生) 高等学校等就学支援金申請のご案内**●制度概要**

国公立問わず、高等学校等の授業料の支援として、保護者様等の年収目安が約910万未満、「市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額」が304,200円未満の世帯の場合、申請により「高等学校等就学支援金」が国から京都府を通じて支給されます。返済は不要です。

●認定要件

登録されたマイナンバー(個人番号)から算出された判定基準額【保護者(親権者)全員の市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額】が304,200円未満の世帯に支給されます。

※政令指定都市に市民税を納税している場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じた額

市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額(保護者(親権者)全員の合算) ※	年収の目安 ※ 保護者(親権者)全員の合算額	支給額(年額)
154,500円未満	扶養控除対象者及び特定扶養控除者の人数で計算	396,000円(月額 33,000円)
154,500円以上 304,200円未満		118,800円(月額 9,900円)
304,200円以上		支給なし(所得制限)

※ 2024年4月-2024年6月分: 2022年の収入(2023年課税額) P. 4-5を参照
2024年7月-2025年3月分: 2023年の収入(2024年課税額)

●意向確認・認定申請登録(オンライン申請システム e-Shien)

- ◎ 1年生全員「オンライン申請システム e-Shien」での意向登録が必要です。
- ◎ 申請しない場合も、必ず「意向なし」の登録をお願いします。

P. 3 「オンライン申請システム e-Shien での登録について」にて手続き方法をご確認ください。

- ① 意向確認 ⇒ 全員
- ② 認定申請登録 ⇒ 申請する方(意向あり)のみ

●オンライン意向確認・認定申請登録 期限**(全員) 2024年4月12日(金)【厳守】**

※上記の申請期限を過ぎると、4月分からの受給ができなくなりますのでご注意ください。

※以下の事項をご確認の上、申請をお願いいたします。

- ・所得確認の対象となる保護者等は、原則「親権者」であるため、必ず「親権者」の状況を確認の上、申請すること。
- ・仮に保護者等が誤って特定されたまま申請・支給が行われ、それが明らかとなった場合は、支給を受けた者から、不正利得として受給額が徴収されること。
- ・偽りその他不正の手段により就学支援金を受給した者は、三年以下の懲役または百万以下の罰金に処されること。

●マイナンバー（個人番号）の指定を受けていない場合について

保護者全員が賦課期日(2023年1月1日)に日本国内に住所を有したことがないなど、マイナンバー（個人番号）の指定を受けていない場合は、生徒情報・保護者等情報の申請登録のみとなります。

●今後の流れについて

4月

- 認定申請による2023年(令和5年)度の課税標準額に基づき、2024年4月～6月分の就学支援金の受給資格の審査・認定が行われます。
- 5月以降に認定申請をした場合、その翌月分から受給開始となります。

7月
8月

- 京都府より受給資格が認定された場合、受給資格認定通知を郵送いたします。
- 2024年7月～2025年6月分の申請に関する手続きは、改めてお知らせします。
4-6月分認定 → e-Shienの更新、マイナポータルで収入状況(2023年の年収)提出
4-6月分不認定 → 再度e-Shienで新規申請手続きが必要

京都府あんしん修学支援事業ほか、各都道府県の補助金案内 [下記参照]
国の就学支援金とは別制度ですので、申請書提出が必要です。

9月

- 決定した就学支援金は、2期目授業料から差し引いて支給する予定です。
(支給については、改めて郵送にてご案内いたします)

●各都道府県の補助金案内について

各都道府県によっては、国の就学支援金の上乗せ制度として補助金がある予定です。国の就学支援金を受給していることが条件となりますので、申請をお考えの方は、今回の就学支援金を必ず申請してください。 ※学校からする案内は、学校に登録している保護者住所に基づいて行います。

●変更届出について

申請内容に変更(離婚・再婚等による保護者の変更、税額確認の内容訂正など)があった場合、保護者等情報の届出書を提出する必要があります。

変更が判明した時点で早急に下記の問い合わせ先へご連絡ください。

(税の更生があった場合は、税務署から発出される更生通知書等の受領後、15日以内に申請が必要です)

●受給期間について

過去に国公立を問わず高等学校等(修業年限が3年未満のものを除きます。)を卒業し又は修了したことがある場合には、就学支援金の受給資格はありません。また、高等学校等に在学した期間(定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。)が通算して36月を超えた場合も受給資格はありません。(ただし、支給停止期間等は含めません。)

<お問い合わせ>

(株)クレオテック (月～金 9:00～11:30、12:30～17:00) TEL: 075-813-8461

※授業料等およびその他納付金に関する業務は(株)クレオテック(学校法人立命館100%出資会社)に委託しています。

●オンライン申請システム e-Shien での登録について（全員必須）

- 下記に基づき、e-Shien で登録手続きをお願いいたします。
- e-Shien の登録手順については、別紙「高等学校等就学支援金オンライン申請システム e-Shien 申請者向け利用マニュアル」をご参照のうえ、お手続きください。

入学式で全員に配布された e-Shien 「ID/パスワード」、スマートフォン
またはパソコンを準備し、e-Shien にアクセス

<https://www.e-shien.mext.go.jp/>



就学支援金受給の意思を e-Shien にて登録（1年生全員）

就学支援金の支給を受けたい
【意向あり】⇒申請登録へ進む

※電話番号は必ず入力をお願いします

就学支援金の申請をしない
【意向なし】

保護者 2 名

* 1 名が無収入（控除配偶者）、
または海外居住の場合も含む

保護者 1 名

* 離婚・死別等により親権者
が 1 名の場合

1 名が海外居住で
日本居住の保護者

保護者全員がマイナンバー
カードを持っている

保護者 2 名又は 1 名がマイナ
ンバーカードを持っていない

【意向なし】の登録
= 完了です =

① 収入状況をマイナポ
ータルから申請登録する

✓ マイナポータルアプリ
が必要です。

<https://myna.go.jp/>

✓ e-Shien にマイナンバー
番号を直接入力しないで
ください。

② 収入状況を紙で申請する

✓ e-Shien での必要事項の
登録は必要です。
✓ マイナンバーカードがない
保護者の「マイナンバーが
記載された住民票」を取得
する。【原本を提出】

申請登録ができれば
= 完了です =

エラー等で申請
できなかった
場合のみ

※マイナポータル
のエラー等で申請
できない場合は、
紙申請になります
ので、右記の通り
ご連絡ください。

下記の問い合わせ先へご連絡ください。

紙申請の台紙・返信封筒を送付します

(株)クレオテック
TEL： 075-813-8461

(月-金 9:00~11:30、12:30~17:00)

※授業料等およびその他納付金に関する業務は
(株)クレオテック（学校法人立命館 100%出資会社）に
委託しています。

大切な
お知らせ

高校生の学びを支えます。

高等学校等就学支援金

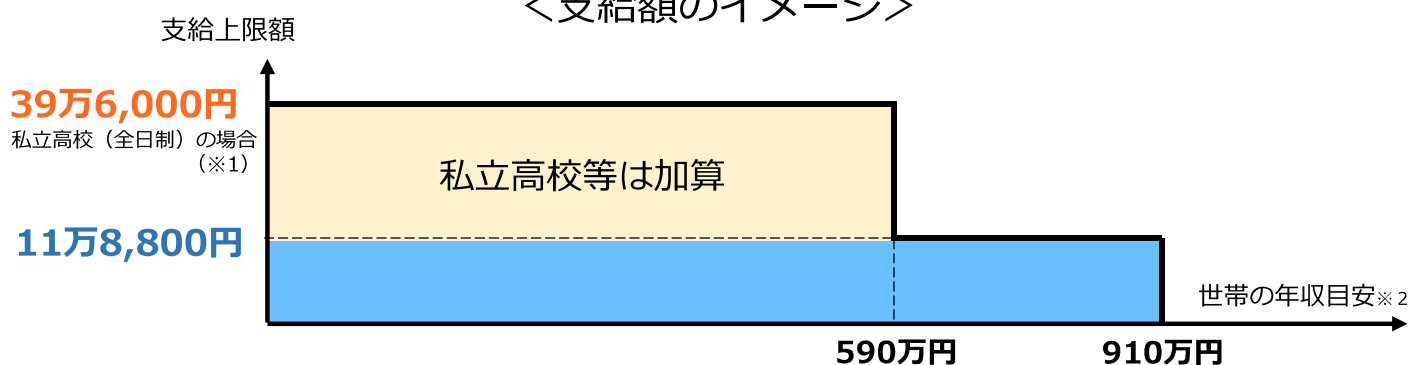
返還不要の授業料支援が受けられます。



判定基準 (裏面参照) を満たした、日本国内に住所を有する方が対象です。

※ 学校種：高等学校、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年生）、専修学校（高等課程）など

<支給額のイメージ>



※1 私立高校（通信制）は29万7,000円
国公立の高等専門学校（1～3年）は23万4,600円が支給上限額

※2 両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の目安（家族構成別の年収目安は裏面下表参照）

※ 学校により、就学支援金の支給決定までの間、授業料を徴収し、就学支援金相当額を後日還付する場合があります。経済的に困難な家庭への猶予措置等を利用できる場合もあります。詳細は学校へお問い合わせください。

文部科学省のwebサイトには、
制度の最新・詳細情報、各都道府県担当連絡先などを掲載しています。



お申込みについて

(新入生の皆さん)

入学時の4月など手続きが必要な時期に学校から案内があります。必ず確認してください。

(在校生の皆さん)

収入状況の届出が必要となる7月頃までに学校から案内があります。

※原則として、**オンラインで申請**します。また、**マイナンバーを利用**することで手続きが簡単になります。
(都道府県ごとに申請方法が異なるので、学校からの案内に従って申請してください。)

対象となる方の判定基準について

次の計算式(両親2人分の合計額)により判定します。

【計算式】

市町村民税の課税標準額 × 6% - 市町村民税の調整控除の額

※ 政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算する。

上記による算出額 < **15万4,500円** ➔ **支給額 : 最大39万6,000円**

(15万4,500円以上)
< **30万4,200円** ➔ **支給額 : 11万8,800円**

※マイナポータル上での項目名
・課税所得額(課税標準額)
・市町村民税_調整控除額

ご自身の課税標準額などはマイナポータルで「わたしの情報」から確認できます。(マイナンバーカードが必要です。)

マイナポータルHP



(参考) 支援の対象になる世帯の年収目安

	子の人数	11万8,800円の支給	39万6,000円の支給
両親のうち一方が働いている場合	子2人(高校生・高校生) <small>扶養控除対象者が2人の場合</small>	～約950万円	～約640万円
	子2人(大学生・高校生) <small>扶養控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合</small>	～約960万円	～約650万円
両親共働きの場合	子2人(高校生・中学生以下) <small>扶養控除対象者が1人の場合</small>	～約1,030万円	～約660万円
	子2人(高校生・高校生) <small>扶養控除対象者が2人の場合</small>	～約1,070万円	～約720万円
	子2人(大学生・高校生) <small>扶養控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合</small>	～約1,090万円	～約740万円

※支給額は、私立高校(全日制)の場合。

※子について、中学生以下は15歳以下、高校生は16～18歳、大学生は19～22歳の場合。

※給与所得以外の収入はないものとし、両親共働きの場合、両親の収入は同額として計算した場合。

家計急変支援制度について

保護者等の負傷・疾病による療養のため勤務できないこと、その他自己の責めに帰することのできない理由による離職など、従前得ていた収入を得ることができない場合に授業料を支援する制度です。家計急変事由が発生した場合、速やかに学校に相談(又は申請)してください。

主な要件

対象となる家計急変事由に該当
+
世帯年収が約590万円未満相当まで減少

支給限度額

月額：33,000円
※公立高校等は
月額：9,900円

文部科学省家計急変支援制度サイト

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/01754.html



お問合せについて

学校または都道府県へお問い合わせください。

公立 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1292209.htm

私立 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1292214.htm

▽公立



▽私立

